

YYYY年MM月DD日

〒 XXX-XXXX

〇〇市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇〇-〇〇

〇〇 〇〇 様

お問い合わせ先

〒XXXX-XXXX

XXXXXXXXXXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXXXXXXXXX

北海道電力株式会社 △△支店

TEL □□□□-□□□-□□□

お問い合わせ等は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の
9:00～17:00 までお願いいたします。

再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度に基づく買取期間終了のご案内

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

お客様の再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電等）について、再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度（以下「FIT 制度」といいます。）に基づく買取期間が終了いたしますのでお知らせいたします。

なお、買取期間終了後のお取扱い、お手続き等につきましては、裏面をご覧ください。

【ご契約情報・買取期間終了日】

ご契約名義	〇〇 〇〇 様		
お客さま番号	00-0-00-000-00-000-00-00	受電地点特定番号	000000000000000000
発電設備種別	太陽光	設備 I D	F999999999
発電場所（設置場所）	〇〇市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇〇-〇〇		
最大受電電力	XX. XXX k W	その他発電設備	
現在の販売先	北海道電力株式会社（一般送配電事業者）		
買取期間終了日	YYYY年MM月DD日		

※ご契約名義等に変更がある場合には、上記お問い合わせ先までご連絡ください。

《ご参考》過去1年間の買取電力量（kWh）

2019年4月	2019年3月	2019年2月	2019年1月	2018年12月	2018年11月
XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
2018年10月	2018年9月	2018年8月	2018年7月	2018年6月	2018年5月
XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX

※ご契約内容の変更等により、一部買取電力量が表示されない場合がございます。

以上

FIT制度に基づく買取期間終了後の取扱いについて（重要）

1. FIT制度による買取期間終了について

- FIT制度による買取期間^{※1}は、ご契約内容に応じて、2019年11月以降、順次終了を迎えます。
- 買取期間終了後の電気は、以下のような選択肢によりご活用いただけます。

選択肢①：蓄電池の設置や電気自動車、エコキュートと組み合わせた自家消費の拡大
選択肢②：お客さまご自身で選択された売電先（小売電気事業者等）への売電

・選択肢の詳細や買取を行う事業者の情報は、資源エネルギー庁のウェブサイト等で紹介されています。
<資源エネルギー庁ウェブサイト「どうする？ソーラー」>

URL https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/solar-2019after

（資源エネルギー庁ウェブサイトは、[「どうする？ソーラー」](#)でご検索いただけます。）

【お問合せ窓口】0570-057-333（受付時間 平日9：00～18：00 土日祝日・年末年始除く）

※1 お引越し先に設置されていた再生エネルギー（再エネ）発電設備で売電されている場合は、以前お住まいの方が売電されていた期間、再エネ発電設備の故障があった場合、故障により売電していなかった期間も買取期間に含まれます。

2. 買取期間終了に伴うお手続きについて

(1) 当社以外への売電をご希望される場合

■ 新たな売電先をお選びいただき、新たにご契約される売電先が指定する申込方法に従って、売電契約をお申込みください。

■ 売電先変更のお手続きには、一定の期間を要します。お手続きが間に合わない場合、ご希望日からの売電先変更ができない場合があります^{※2}。

※2 お手続き完了まで、原則として一旦当社への売電になります。その後の切替に伴う違約金等は発生いたしません。

(2) 引き続き当社への売電をご希望される場合

■ 当社へのお申込み等のお手続きは不要です。

■ FIT制度による買取期間終了後は、当社が定める新たな買取条件で、当社が継続して買取いたします。

■ 買取条件は「3. 当社の新しい買取条件について」をご覧ください。

ご注意ください！

・買取期間終了後、売電先が不在となった場合、低圧（発電出力が50kW未満）のご契約は、当面の間、発電をご継続いただけますが、その電気は当社（一般送配電事業者）による無償引き取りとなりますのでご注意ください。

3. 当社の新しい買取条件について

- FIT制度による買取期間終了後の電気について、当社が買取させていただく場合の買取価格は以下のとおりです。

買取価格（2019年度）	××円/kWh（税込）
--------------	-------------

- 買取価格は、年度（4月～翌年3月）ごとに見直す可能性がございます。見直す場合は、当社ホームページ等でお知らせいたします。
- FIT制度による買取期間終了後、売電先を当社以外に変更される場合、変更に伴う違約金は発生しません。
- その他の条件については、当社が定め・公表する「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱（契約要綱）」を適用いたします。

・詳細については、当社ホームページ (<http://www.hepco.co.jp/>) の「再生可能エネルギー」をご参照ください。（[北海道電力 再生可能エネルギー](#)でご検索ください。）

・当社ホームページをご覧いただけない場合は、当社お問合せ先までご連絡ください。

【FIT制度とは？】

- ・太陽光や風力発電等の再エネ発電普及のため、太陽光発電等で発電された電気について、国が定める買取価格・期間で電力会社買取を行う制度です。（買取価格・期間は発電設備の種類・発電出力によって異なります。）
- ・買取にかかる費用は、「再生可能エネルギー発電促進賦課金」として、毎月の電気料金とあわせて電気をご利用のみなさまにご負担いただいております。